

記者発表資料
 令和6年8月28日
 食産業振興課 022-211-2814
 原子力安全対策課 022-211-2340
 園芸推進課 022-211-2337
 水産業振興課 022-211-2931
 担当は末尾のとおり

宮城県内の農林水産物の放射性物質検査結果について

宮城県内で採取した農林水産物について、下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

1 ゲルマニウム半導体検出器による検査

(1) 測定年月日

令和6年8月19日～8月23日

(2) 測定結果

農産物1点(1品目)、水産物74点(14品目)の検査を実施し、すべて基準値以下で、安全性に問題ないことが確認されました。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目数	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合%)					基準値超過(上段:点数, 下段:割合%)			
			不検出	不検出～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	51～ 100Bq/kg	計	101～ 200Bq/kg	201～ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計
農産物	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
			-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-
水産物	14	74	74	-	-	-	74	-	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
合計	15	75	74	1	-	-	75	-	-	-	-
			98.7	1.3	-	-	100.0	-	-	-	-

※ 「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値に満たない(検出下限値未満である)ことを指します。

※ 「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、測定毎に異なります。

※ 品目ごとの検出下限値は、「みやぎ原子力情報ステーション」を参照ください。



原子力情報ステーションのQRコード

イ 農産物（採取日 令和6年8月16日）

（単位：ベクレル/kg）

品目	採取場所	放射性セシウム	
		測定値	食品衛生法の規定に基づく 放射性物質の基準値
夏そば	大崎市（露地）	2.5	100

品目	採取場所	水域	放射性セシウム	
			測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値
シログチ	宮城県沖	金華山以南	不検出	100
チダイ	宮城県沖			
ヒラソウダ	三陸南部沖			
ヒラソウダ	三陸南部沖			
ヒラソウダ	三陸南部沖			
ブリ	三陸南部沖			
マアジ	三陸南部沖			
マサバ	三陸南部沖			
マトウダイ	宮城県沖			
マルソウダ	三陸南部沖			
ムシガレイ	宮城県沖	川魚		
アユ	大川（気仙沼市舘山）			

(3) 測定分析機関及び検出下限値

分析機関名	検査品目	検出下限値 (ベクレル/kg)
(一財) 宮城県公衆衛生協会	農産物	1.0
宮城県	水産物	5.6 ~ 7.2
(一財) 日本食品検査		0.96 ~ 9.8
(一財) 日本食品分析センター		8.2 ~ 9.2
(株) KANSOテクノス		6.7 ~ 10
(公財) 海洋生物環境研究所		0.60 ~ 9.2
いであ (株)		9.0 ~ 12
東北緑化環境保全 (株)		0.69 ~ 12

<担当・連絡先>

農林水産物の放射性物質検査結果の公表に関すること	農政部食産業振興課食産業企画班 担当 表、児玉 連絡先 022-211-2814
放射能・放射線及びその測定に関すること	復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当 小野寺、大鷲 連絡先 022-211-2340
農産物の測定結果、採取品目、流通場所、流通等に関すること	農政部園芸推進課流通ビジネス班 担当 三上、鈴木 連絡先 022-211-2337
水産物の測定結果、採取品目、採取場所、流通等に関すること	水産林政部水産業振興課流通加工班 担当 谷合、高橋、齋 連絡先 022-211-2931